

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(令和4年10月11日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等の報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

職種別民間給与実態調査を実施し、職員給与と民間給与を比較した結果、職員の月例給及び特別給については、いずれも民間を下回っていることが明らかになりました。この民間給与との較差を解消するため、月例給については、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることを勧告しました。また、職員の期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう0.10月分引き上げることを勧告しました。

近年、複雑化・高度化する行政課題や県民生活に甚大な被害を与える自然災害等への迅速かつ的確な対応が県に対して求められており、その役割は年々大きくなっています。このような県に期待されている役割を果たすためには、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、組織の活力を向上させることが不可欠です。そのため、多様で有為な人材を確保・育成することに加え、職員の仕事と生活の調和を図り、健康で豊かな生活を送る時間が確保できる勤務環境を整備することが重要です。この観点から、職員の人事管理に関する今後の課題として、人材の確保及び育成等に関することや働き方改革と勤務環境整備に関すること等について報告しました。

特に、本県では、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染拡大等、県民生活に甚大な影響を与える災害や事象が続く中、新たな行政課題も発生しており、その対応等に伴い多くの時間外勤務が生じています。任命権者においては、時間外勤務縮減に向けた取組を一層進め、職員の心身への負担軽減に努めていく必要があります。

本委員会としましても、任命権者と連携しながら、職員の勤務条件の確保等に適時適切に取り組むとともに、労働基準監督機関としての役割をより充実させていきます。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、もって効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

職員にあっては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症等への対応のため、職務に精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

任命権者においては、被災地域の復旧・復興をはじめ県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。